

近畿大学原子炉 損害賠償実施方針

- (1) 事業者の名称及び住所
 - 名称 学校法人近畿大学
 - 住所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

- (2) 事業所の名称及び所在地
 - 名称 近畿大学原子力研究所
 - 住所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

- (3) 原子炉の運転等の種類
 - 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第6号に規定する原子炉の運転・付随する廃棄

- (4) 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額
 - 原子力損害賠償補償契約及び原子力施設賠償責任保険
 - これらの契約によりうめることができる原子力損害の範囲
 - ・地震、噴火、津波によって生じた原子力損害
 - ・正常運転によって生じた原子力損害
 - ・その他一般的な事故による原子力損害
 - 原子力損害の賠償に充てることができる金額：40億円

- (5) 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策
 - ア. 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方
 - ・被害者の救済と安心の確保を最優先に対応する。
 - ・被害者の状況に応じて、先払いを含め柔軟な対応を心がける。
 - ・被害者間のバランスの確保に配慮する。
 - イ. 被害申出窓口の開設の方針
 - ・窓口開設の判断の考え方
 - 原子力損害の発生に対し、被害拡大や再発防止のための一次対応後、遅延なく開設する。
 - ・被害者の利便性に配慮した設置場所の考え方
 - 周知性のある原子力研究所を基本的な窓口とし、公共交通機関でアクセスしやすい複数個所を補助的な窓口として設置する。
 - ・設置窓口の周知の方法
 - インターネットを基礎とし、状況に応じて新聞広告等を利用するなど広く周知に努める。

- ・相談の内容に応じた適切な窓口対応の方針
賠償請求手続きに限定せず、被害確認・行政窓口周旋などを含め、被害者のニーズに応じた窓口対応に努める。

ウ. 被害の申出の受付の方針

- ・都道府県及び市町村等と連携した被害者の状況の把握とその状況に応じた被害申出に関する適切な案内や支援を行う。
- ・被害申出書等の提出書類について、インターネット公開や簡略化に努めるとともに、電子申請や郵送提出等による負担軽減を図る。

エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

- ・算定の基礎になるべき事実について適切に開示し、誠実な賠償交渉に努める。
- ・各被害者の個別事情に配慮しつつ、被害者間の公平も考慮のうえ、適切な被害額の算定に努める。
- ・合意書の締結に際しては、残余分請求の可否について明確化する。
- ・合意書が締結された場合は、速やかにそれに基づく賠償金を支払う。

オ. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

- ・原子力損害の状況に応じた人員を確保し、迅速な対応に努める。
- ・被害の状況に応じて、仮払いや確定分の先行払いなど、柔軟に対応する。

(6) 原子力損害の賠償に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

- ・適切なセキュリティを付したシステムで整理及び管理する。また紙媒体で取り扱う場合は、施錠できる保管庫で管理する。
- ・個人情報については、「学校法人近畿大学個人情報保護に関する基本方針」に従い、適切に取り扱う。

(7) 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との迅速かつ適切な実施を図るための方策

- ・原子力保険プールその他関係機関と、平常時から連絡先の共有を行う。
- ・原子力損害発生時には、その内容を遅延なく近隣地域その他関連機関に報告し、被害申出窓口の開設や申出受付の開始などについても逐次共有する。

(8) 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合の紛争の解決を図るための方策

- ・原子力損害賠償紛争審査会による和解仲裁手続の申立があった場合の対応方針やむを得ない事情がない限り拒絶することなく仲裁に応じる。
- ・原子力損害賠償紛争審査会によって和解案が提示された場合の対応方針
和解案を尊重し、誠実かつ柔軟に和解に向けた対応をする。

- ・ 和解後の賠償金支払への対応方針
和解成立後すみやかに支払う。
- ・ 和解仲介手続の長期化を防ぐための対応方針
積極的に情報開示を行う等、迅速な事案整理に努める。

(9) 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合の紛争の解決を図るための方策

- ・ 原子力損害の被害者が指針を知り得るため、必要な情報提供を行う。
- ・ 指針により範囲が判定された損害については、当該指針に従った迅速な和解の成立に努める。
- ・ 指針により範囲の判定がされていない損害についても、適切かつ柔軟な和解成立に努める。
- ・ 定められた指針に応じて、柔軟で迅速な賠償が確保されるよう、内部の賠償基準を適切に修正する。

(10) 損害賠償実施方針の変更の記録

- ・ 作成 令和2年3月31日
- ・ 変更 なし
変更の都度、ホームページに記載する。

(11) 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

- ・ 書面で郵送する場合の宛先
〒577-8502
大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号
- ・ 電話番号、FAX 番号及びメールアドレス
電話番号：(06) 4307-3095
FAX 番号：(06) 6721-3743
メールアドレス：genken@itp.kindai.ac.jp

以 上